

神奈川県

食の安全・安心の 確保推進条例

概要版



神奈川県では、県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんと協力して、食の安全・安心の確保に向けた取組みを一層進め、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を目指し、平成21年7月に条例を制定しました。

平成28年3月、食の安全・安心の確保をさらに効果的に推進するため、条例の一部を改正しました。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の概要

【目的】

(第1条)

この条例は、食品安全基本法や食品衛生法等の既存法令を補完し、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的・計画的に推進することで、県民の皆さんの健康を保護するとともに、県民の皆さんの食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目指しています。

【基本理念】

(第3条)

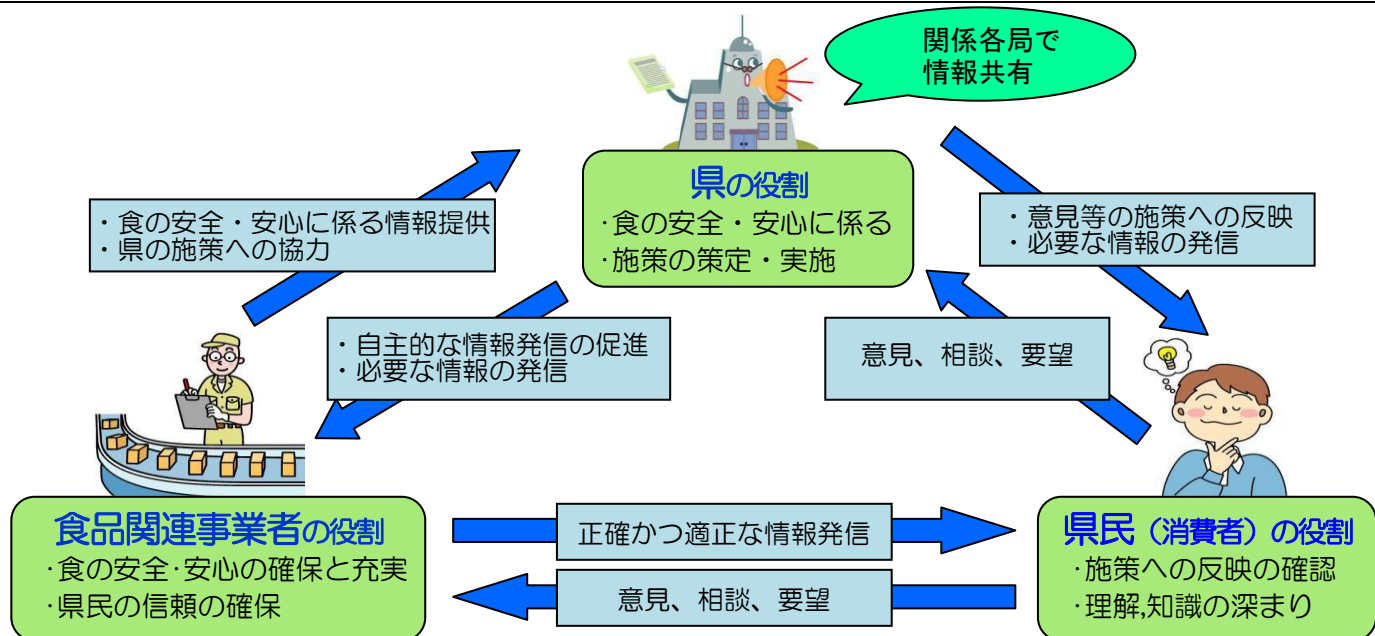
食の安全・安心の確保の推進についての基本的な考え方を4つの基本理念として定めています。



【県、食品関連事業者、県民の責務等】

(第4～6条)

県民の皆さんや食品関連事業者と協力して食の安全・安心の確保を進めていくため、県や県民、食品関連事業者が担う役割を定めています。



【関係機関との連携強化】

(第7条)

県は、施策の円滑な実施のため、国や市町村などとの連携強化に努めることとしています。

【指針の策定】

(第8条)

施策を総合的・計画的に進めるため、指針を策定し、中期的な目標と施策の方向を定めることにしています。

【基本的施策】

(第9～13条)

食の安全・安心の確保のために県が進めていく基本的な施策を定めています。

- ① 食品関連事業者に対し、食品等の生産・製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関し助言や指導などを行います。(第9条)
- ② 食品関連事業者による食の安全・安心の確保に役立つ情報の自主的な提供を促進するために情報提供などを行います。(第10条)
- ③ 県、県民の皆さん及び食品関連事業者の間で食の安全・安心の確保に役立つ情報の共有を図り、情報や意見交換を促進するための交流の機会の提供などを行います。(第11条)
- ④ 食品の安全性の確保に役立つ情報提供の施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策と連携します。(第12条)

食の安全・安心の確保の推進に関する条例・指針・行動計画の関係

神奈川県食の安全・安心確保推進条例

食の安全・安心の確保の推進に関する
施策を総合的・計画的に推進

かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針

条例に基づいて策定する総合的かつ
中期的な目標と施策の方向性

かながわ食の安全・安心行動計画

指針に基づいて策定する
単年度毎の事業計画

【食品による人の健康への悪影響の未然防止策】

(第14条) 食品等の自主回収の報告制度

特定事業者※が食品衛生法又は食品表示法の規定に違反すると考え、食品等の自主的な回収に着手したとき、知事へ報告することを義務づけています。

※ 県内に事務所又は事業所を有する、食品等の製造・加工者、輸入者、生産者、生産者団体 食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者

県は、特定事業者から報告があった食品等の自主回収の情報を県民の皆さんに県のホームページ等でお知らせすることにより、自主回収されている食品等による県民の皆さんの健康被害の発生を未然に防止するとともに、適切かつ速やかな回収を促進します。



特定事業者の皆様

こんな時に報告が必要です

食品等の自主回収

食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると考え、自主回収に着手したときに報告してください。

《報告が必要な事例》

- ① 食品の製造者が、自ら製造した食品を自主検査した結果、食品衛生法に基づく基準に適合しなかったため自主回収に着手した。
- ② 消費期限又は賞味期限に係る表示 例：賞味期限を本来の設定より長く表示
- ③ 特定原材料に係る表示 例：卵・乳などのアレルギー物質表示の記載漏れ
- ④ 保存方法に係る表示 例：冷凍食品に「10℃以下で保存」と誤表示

自主回収の詳しい情報は、営業施設を所管する保健福祉事務所等にご相談ください。なお、次のアドレスでもご確認いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7273/p19097.html>



自主回収の着手報告の様式は、次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7273/p19097.html#yousiki>



【食品等の輸入事務所等の届出】

（第15条）食品等輸入事務所等の届出

輸入食品については、厚生労働省の検疫所や各自治体で効率的に監視指導を実施していますが、県では、より一層の安全性確保を図るため、県内で食品等の輸入を始めた事業者に対し知事への届出を義務づけています。

県は、把握した輸入事業者に対して輸入食品の安全性確保に関する指導や情報提供を効率的かつ効果的に行い、輸入食品による事故等の未然防止に努めています。



食品等を輸入する方へ

こんな時に届出が必要です

食品等輸入事務所等の届出

食品等を輸入する事業者（食品等輸入事業者）が、県内の事務所・事業所において、はじめて食品等を輸入する場合、県や保健所を設置する市に届け出ていただくものです。

なお、この届出制度による届出をせず、または虚偽の届出をした者には、5万円以下の過料が科されることがあります。

届出様式については、次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6576/p19079.html#yousiki>



【輸入届出対象となる食品等の範囲】

「食品等」に含まれるもの	説明	例
食品 (食品衛生法第4条第1項に規定されるもの)	すべての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品等を除く)	
添加物 (同法第4条第2項に規定されるもの)	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの	保存料、発色剤、甘味料等
器具 (同法第4条第4項に規定されるもの)	飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具、その他のもの	食器、箸、スプーン、食品製造に使用する機械等
容器包装 (同法第4条第5項に規定されるもの)	食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの	びん、缶、樹脂パック、袋等

【食品等輸入事務所等届出書の提出時期】

食品等輸入事務所等において受けた最初の輸入許可の日から15日以内に届け出てください。

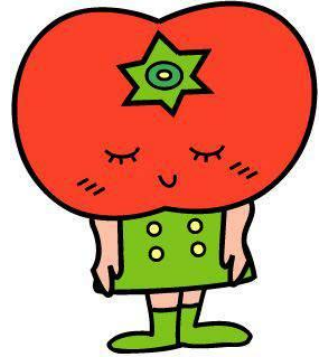
ただし、最初の輸入許可前に引取承認を受けている場合には、提出時期(期間)が異なりますので、下の表で確認してください。

なお、一度届出をすれば、食品等輸入事業者の住所・氏名または食品等輸入事務所等の名称・所在地の変更、あるいは食品等輸入事務所等の廃止がない限り、届出の必要はありません。

最初の輸入許可等	届出書の提出時期(期間)
【原則】 食品等輸入事務所等において行った税関への輸入申告に基づく最初の輸入許可を受けた場合	最初の輸入許可の日から15日以内
上記の最初の輸入許可の日の前に「輸入許可前における食品等の引取承認」を受けた場合	「輸入許可前における食品等の引取承認」の日から15日以内

かながわ食の安全・安心 意見・提案書

食の安全・安心の確保に関する県の施策に、意見や提案をお寄せください。



提出先 神奈川県食の安全・安心推進会議事務局
(神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課)

提出方法

- 郵送又はファクシミリの場合、本状に記入の上、提出
郵 送 〒231-8588 神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課
F A X 045-210-8864
- インターネットの場合、神奈川県電子申請システムを利用して送信

かながわ食の安全・安心 意見・提案



(注 意)

- 1 個別の食品や施設等に関する意見（クレーム）は、最寄りの保健福祉事務所（各センターを含む）等にご相談ください。
- 2 提出された意見や提案は、食の安全・安心の確保に関する県の施策を実施又は検討する際の参考にします。また、提出された意見や提案は検討結果等とあわせて意見・提案書を受け付けた月の翌々月の10日までに、住所、氏名等の個人情報を除き、県のホームページで概要を公表するとともに、検討結果等の回答（県のホームページに公表した内容と同じもの）を希望する方には、郵送、ファクシミリ又は電子メールでお送りします。
- 3 県の回答（県のホームページに公表した県の考え方と同じもの）を希望する方には、郵送、ファクシミリ又は電子メールでお送りしますので、回答を希望する場合は、お名前及びご住所又はファクシミリ番号を必ず記入してください。

あて先	神奈川県食の安全・安心推進 会議事務局(神奈川県保健福 祉局生活衛生部生活衛生課)	ファックス	045- 210-8864
提出日	平成 年 月 日		
【意見・提案の記入欄】			
回答希望	有 無 (どちらかに○をつけてください。)		
回答方法 回答を希望する方は必須	郵送 ファクシミリ 電子メール (いずれかに○をつけてください。※携帯端末はご利用できません。)		
お名前 回答を希望する方は必須			
ご住所 郵送・FAX による回答を希望する方 は必須	〒 Tel () Fax ()		
メールアドレス メールによる回答を希望する方は必須	※携帯端末はご利用できません。		

食の安全・安心に関する電話相談を受け付けています。

かながわ食の安全・安心相談ダイヤル（専用ダイヤル）



045-210-4685

受付時間 午前8：30～11：30
午後1：00～4：30
（土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く）

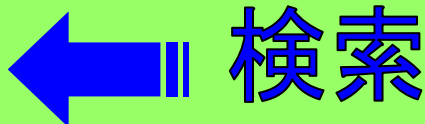
食の安全・安心に関するさまざまな情報を提供しています。

神奈川県食の安全・安心推進会議ホームページ

かながわの食の安全・安心

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6576>

かながわ 食の安全



【問合せ先】

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4940（直通）

FAX 045-210-8864